

■ 重要事項確認 (必須)

登録番号 — — 学籍番号 氏名

奨学金の申込みにあたって、以下の事項を全て確認し、確認後、チェック欄にチェックをしてください。

確 認 事 項	はい (理解している)
① 日本学生支援機構の貸与奨学金には 第一種奨学金(無利子) と 第二種奨学金(有利子) があります。これらは貸与制(借りるもの)であり、奨学生本人(自分自身)に貸与を受けた奨学金の 返還義務 があります。これまでに貸与を受けた奨学金の 返還義務 を果たしていない場合等は、新たに奨学金の貸与を受けられないことがあります。 ※ 奨学生採用後は、 指定された期日までに「返還誓約書」 を提出する必要があります。	はい <input type="checkbox"/>
② 借りる金額が大きいと返す時の負担も大きくなります。 奨学金の貸与月額 は、 月々必要となる金額 をよく考えて選ぶ必要があります。 ※ 日本学生支援機構ホームページの「 奨学金貸与・返還シミュレーション 」から貸与額・返還額の試算を行ってください。 ※ 貸与開始後は、所定の手続きにより貸与月額を変更することができます。	はい <input type="checkbox"/>
③ 奨学金を借りる際は、「 機関保証制度 」か「 人的保証制度 」のいずれかを選ぶ必要があります。ただし、 所得連動返還方式 を希望する場合は、「 機関保証制度 」を選ぶ必要があります。また、 海外留学奨学金 は、「 機関保証制度 」と「 人的保証制度 」の 両方 を選ぶ必要があります。「 機関保証制度 」の場合は、一定の保証料を支払う必要があります。「 人的保証制度 」の場合は、要件を満たす連帯保証人と保証人を選ぶことが必要です。 ※ 保証制度の詳細は、日本学生支援機構ホームページや「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」を確認してください。 ※ 海外留学奨学金のうち、国内在学中に海外の大学等に短期留学する場合は、「 機関保証制度 」か「 人的保証制度 」のいずれかを選びます。	はい <input type="checkbox"/>
④ 第二種奨学金(有利子) を借りる際は、利率の算定方法として「 利率固定方式 」か「 利率見直し方式 」のいずれかを選ぶ必要があります。 ※ 第一種奨学金のみを希望される方は、「はい」を選んでください。 ※ 入学(または編入学)する際の一時金「 入学時特別増額貸与奨学金(有利子) 」および留学する際の一時金「 留学時特別増額貸与奨学金(有利子) 」を借りる際も、利率の算定方法を選ぶ必要があります。 ※ 利率は貸与が終了した時に決まります。なお、基本月額に係る利率は3%が上限です。最新の利率は日本学生支援機構ホームページを確認してください。 ※ 利率の算定方法の詳細は、日本学生支援機構ホームページや「奨学金を希望する皆さんへ(奨学金案内)」を確認してください。	はい <input type="checkbox"/>
⑤ 返還方式として「 所得連動返還方式 」を選択する場合および平成30年度国内大学等予約採用(平成31年度進学者)を申し込む場合は、「 マイナンバー(個人番号) 」を提出する必要があります。 ※ 日本学生支援機構では、奨学金の申し込み以外にも「減額返還」や「返還期限猶予」の申請時にマイナンバーを利用していきます。 ※ マイナンバーを提出することで、各種申請時に一部の証明書類の添付が省略できるようになる等、利便性が向上します。	はい <input type="checkbox"/>
⑥ 奨学生になった後は、毎年1回、奨学金継続の意思を確認するために「 奨学金継続願 」を提出する必要があります。「 奨学金継続願 」を提出しないと奨学生としての身分が廃止されます。また、例えば、学業不振による留年や卒業延期の恐れがある場合は、奨学生としての身分が廃止されたり、一定期間、奨学金の振込が停止されることがあります。 ※ 廃止: 奨学生としての資格を失います。廃止後は、奨学金の振込を行いません。廃止により貸与が終了するため、返還手続に移るようになります。 ※ 停止: 停止後は、奨学金の振込を行いません。停止事由(学業成績不振等)が解消されれば、必要な手続きを経て振込が再開されます。	はい <input type="checkbox"/>
⑦ 奨学金の返還は、 口座振替(リレー口座) により行い、 貸与終了後7ヶ月目から 始まります。 ※ 3月卒業者の場合、10月27日から返還が始まります。 ※ 毎月の返還金の振替日は、原則27日です。	はい <input type="checkbox"/>
⑧ 住所が変わった場合は、必ず日本学生支援機構に届け出る 必要があります。	はい <input type="checkbox"/>
⑨ 返還が困難となったときは、毎月の返還額を1/2もしくは1/3に減額し返還期間を延長する「 減額返還制度 」や、一定期間返還期限を先延ばしする「 返還期限猶予制度 」を利用できる場合があります。減額返還や返還期限猶予を利用するには、日本学生支援機構へ願い出て、承認を受ける必要があります。	はい <input type="checkbox"/>
⑩ 所定の返還期限を過ぎると、延滞している割賦金の額について所定の延滞金が賦課されます。 ※ 延滞金の利率は、年(365日当り)5%の割合となっています。 ※ 借りた奨学金の種類(無利子・有利子)に関らず、延滞すれば延滞金を支払う必要があります。 ※ 万一延滞となった場合は、延滞期間に応じて、電話による督促、延滞金の賦課、連帯保証人や保証人への請求、個人情報情報機関への情報の登録、一括返還請求、法的措置等が行われることになります。	はい <input type="checkbox"/>